

(3) 下水道管理費は誰が負担するのか（負担原則）

下水道管理費は、国全体で、平成 16 年度では 3 兆円を超える大きなものとなっていますが、その負担はどのような考え方で行われているのでしょうか。

下水道の管理に係る費用負担のあり方については、国の第 5 次下水道財政研究会の提言などにより、下水道の基本的性格などを踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、

- 天然・自然に由来する雨水に係るものは公費
：市税や地方交付税など市町村のお金
- 個々の人間活動に伴って発生する汚水に係るものは私費
：下水道利用者のお金（下水道使用料）

で負担することを原則としています。（第 2 章参照）

いわゆる「雨水公費、汚水私費の原則」ですが、私費負担分については、下水道法第 20 条に基づいて、公共下水道の管理者が、条例で定めるところにより下水道使用料として徴収することとなります。